

議案第 28 号

労働会館改修工事請負契約の変更について

労働会館改修工事請負契約（令和 6 年 3 月 18 日議決、令和 6 年 12 月 24 日市長の専決処分にて契約金額及び完成期限の変更、令和 7 年 12 月 25 日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「4, 545, 082, 300 円」を「5, 967, 718, 900 円」に変更する。

## 参考資料

1 労働会館改修工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1 工事名	労働会館改修工事
2 工事場所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3 契約の方法	一般競争入札
4 契約金額	4, 147, 000, 000円
5 完成期限	令和7年12月22日
6 契約の相手方	東京都千代田区富士見2丁目10番2号 前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治

2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前契約金額	4, 147, 000, 000円
変更後契約金額	4, 545, 082, 300円
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

3 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和7年12月25日専決処分、令和8年2月12日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分

変更前完成期限	令和8年7月31日
変更後完成期限	令和9年8月31日

#### 4 変更理由

川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定に基づく契約金額の変更を行うとともに、工事着手後に新築時の設計図と既存躯体の位置・形状などの一部が異なっていること等が確認され、構造の再検討、設備設計、補修方法及び施工方法の見直しが必要になったことから、耐震補強工事の増工が生じるとともに、配管貫通孔の位置等の検討に多くの時間を要したことにより、契約金額の変更を行うもの